

## ⑥遠賀宗像自転車道（玄界灘・響灘コース）概要（第4条関係）

### ■遠賀宗像自転車道（玄界灘・響灘コース）概要

福岡県では、街と自然の景色を楽しむことのできるサイクルツーリズムを推進しており、本施設は、遠賀宗像自転車道のうち玄界灘・響灘コース上に位置しています。

当該自転車道の管理は福岡県が行うため、原則として、本指定管理業務の管理範囲には含まれません（ただし、当該自転車道の一部は、芦屋海浜公園内園路を含むため、当該園路については本指定管理業務の管理範囲となります。）。

当該自転車道は、年間を通して利用されており、本施設の管理運営にあたっては、サイクリング利用者による利用も念頭において行う必要があるため、本資料を参考としてください。

### ○遠賀宗像自転車道（玄界灘・響灘コース）図



⑦施設及び設備の点検一覧（第7条関係）

■施設及び設備の点検一覧

No.	区分1	区分2	名称	数量	日常点検		定期点検		
					点検の方法	最低回数	法定点検	点検の方法	最低回数
1	海浜公園	休憩施設	四阿	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
2	海浜公園	休憩施設	シェルター	2	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
3	海浜公園	休憩施設	日陰だな	5	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
4	海浜公園	休憩施設	パーゴラ	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
5	海浜公園	建築物	便所	4	指定管理者による巡視、打診等	月1回			
6	海浜公園	遊具	コンヒネーション遊具	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
7	海浜公園	遊具	ウレタンクッションマット	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
8	海浜公園	遊具	4連ブランコ	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
9	海浜公園	遊具	幼児用複合遊具	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
10	海浜公園	遊具	シーソー	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
11	海浜公園	遊具	クローパー	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
12	海浜公園	遊具	健康遊具（背のぼしベンチ）	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
13	海浜公園	遊具	健康遊具（股筋ベンチ）	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
14	海浜公園	遊具	健康遊具（ソイストベンチ）	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
15	海浜公園	遊具	サイクルライミング	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
16	海浜公園	遊具	ロープウェイ	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
17	海浜公園	遊具	パネル遊具	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
18	海浜公園	遊具	ポリステップ	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
19	海浜公園	遊具	健康遊具（ストレットベンチ）	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
20	海浜公園	遊具	健康遊具（肩・腕の運動器）	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
21	海浜公園	遊具	児童用複合遊具	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回		有資格者による点検	年1回
22	レジャープール	機械	水柱揚水ポンプ	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回（営業期間）		有資格者による点検	年2回（営業前後）
23	レジャープール	機械	霧用ポンプ	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回（営業期間）		有資格者による点検	年2回（営業前後）
24	レジャープール	機械	噴水用ポンプ	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回（営業期間）		有資格者による点検	年2回（営業前後）
25	レジャープール	機械	起流ポンプ	3	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回（営業期間）		有資格者による点検	年2回（営業前後）
26	レジャープール	機械	ヒット内排水ポンプ	3	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回（営業期間）		有資格者による点検	年2回（営業前後）
27	レジャープール	機械	海流プール 循環ろ過装置	2	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回（営業期間）		有資格者による点検	年2回（営業前後）

■施設及び設備の点検一覧

No.	区分1	区分2	名称	数量	日常点検		定期点検		
					点検の方法	最低回数	法定点検	点検の方法	最低回数
28	レジャープール	機械	着水プール 循環ろ過装置	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
29	レジャープール	機械	沛流プール 循環ポンプ	2	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
30	レジャープール	機械	着水プール 循環ポンプ	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
31	レジャープール	機械	ウォータースライダーポンプ	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
32	レジャープール	機械	子供スライダー揚水ポンプ	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
33	レジャープール	機械	連通ポンプ	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
34	レジャープール	機械	雑排水ポンプ	10	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
35	レジャープール	機械	浅瀬のプール 循環ろ過装置	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
36	レジャープール	機械	オーバーフロー 循環ろ過装置	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
37	レジャープール	機械	浅瀬のプール 循環ポンプ	1	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
38	レジャープール	機械	オーバーフロー 循環ポンプ	2	指定管理者による巡視、動作確認等	1日1回 (営業期間)		有資格者による点検	年2回 (営業前後)
39	レジャープール	建築物	スライダー	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回	建築基準法	有資格者による点検	年1回
40	レジャープール	建築物	機械室	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回			
41	レジャープール	建築物	管理棟	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回			
42	レジャープール	建築物	カフェテラス	1	指定管理者による巡視、打診等	月1回			
43	レジャープール	電気工作物	消防設備	1	指定管理者による巡視、動作確認等	月1回	消防法	有資格者による点検	年2回
44	レジャープール	電気工作物	受電設備	1	指定管理者による巡視、動作確認等	月1回	電気事業法	有資格者による点検	月1回、年1回

⑧施設及び設備の日常清掃（第8条関係）

■施設及び設備の日常清掃

No.	区分1	区分2	施設及び設備例	数量	清掃頻度及び注意事項
1	海浜公園	休憩施設	四阿、シェルター等	4	1日1回目視により汚れ、ごみ類の有無を確認し、必要に応じて適宜清掃を行う。
2	海浜公園	遊具	コンビネーション遊具、ウレタ ンクッションマット、ザイルク リーパー、健康遊具等	16	1日1回目視により汚れの有無を確認し、必要に応じて適宜清掃を行う。
3	海浜公園	建築物	トイレ	4	1日2回（午前、午後）清掃を行うほか、必要に応じて適宜行う。
4	海浜公園	その他	敷地内、通路	1	1日1回目視により汚れ、ごみ類の有無を確認し、必要に応じて適宜清掃を行う。
5	レジャープール	建築物	管理棟	1	1日2回（午前、午後）清掃を行うほか、必要に応じて適宜行う。
6	レジャープール	建築物	機械室、スライダー、プールサ イド、カフェテラス	1	レジャープール営業期間においては、1日1回清掃を行うほか、必要に応じて適宜行う。 レジャープール営業期間外においては、必要に応じて適宜清掃を行う。
7	レジャープール	建築物	遊泳用プール	1	レジャープール営業期間においては、1日2回（営業開始時間前、営業終了時間後）、水面及び 水中の浮遊物の撤去、清掃を行う。そのほか、営業時間中においても、必要に応じて適宜浮遊 物の撤去や清掃を行う。 レジャープール営業期間外（においては、堆砂やごみ類の撤去、清掃を月1回行う。
8	レジャープール	その他	敷地内、通路	1	1日1回目視により汚れ、ごみ類の有無を確認し、必要に応じて適宜清掃を行う。

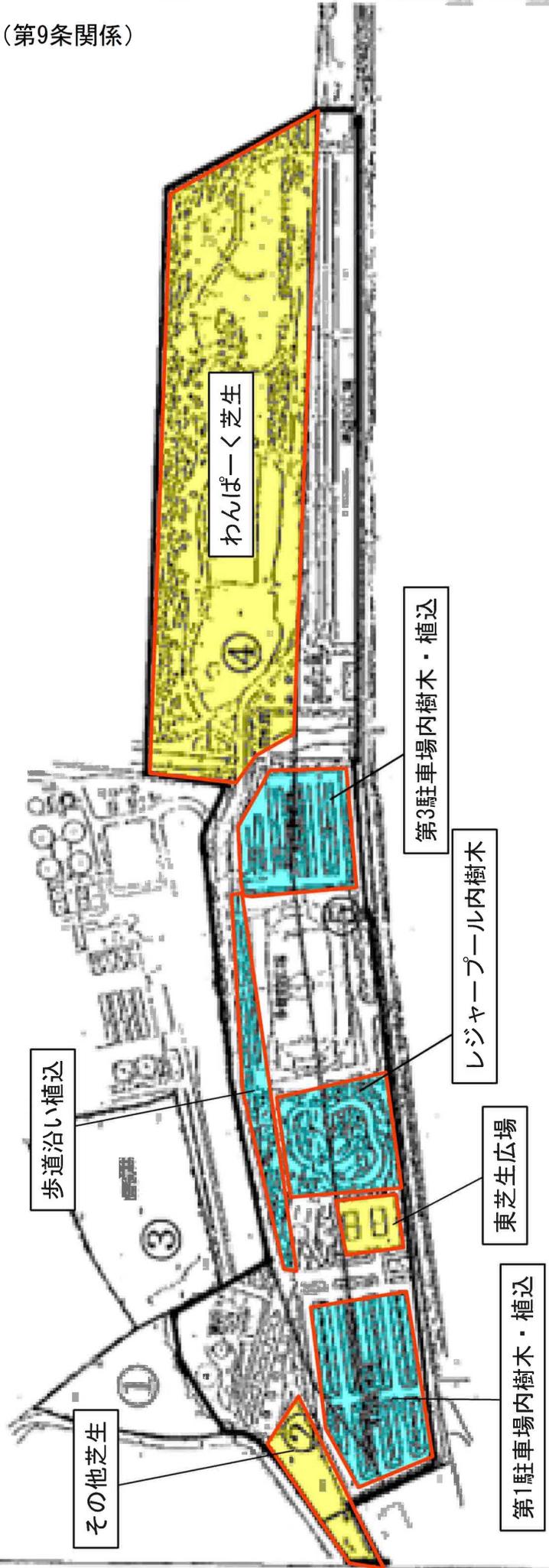
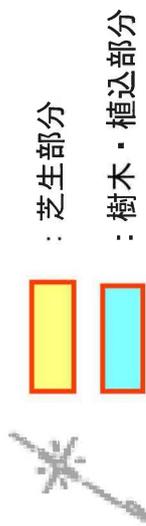
⑨-1 樹木、芝生等の草刈頻度（第9条関係）

■樹木、芝生等の草刈・剪定頻度

No.	区分1	区分2	施設及び設備	数量	清掃頻度及び注意事項
1	海浜公園	芝生	わんぱーく	約42,300㎡	原則として、月1回の頻度で草刈を行うほか、1日1回目視により雑草及び芝生の成長度合いの確認を行い、必要に応じて適宜草刈を行う。 ただし、7月から10月までの期間は、利用者の増加が見込まれるため、月2回以上の頻度で草刈を行うこと。
			東芝生広場	約1,600㎡	
			その他芝生	約5,000㎡	
2	海浜公園	樹木・植込	第1駐車場	約10本	1日1回目視により樹木、植込を確認し、必要に応じて適宜剪定、伐採を行う。
			第3駐車場	約10本	1日1回目視により樹木、植込を確認し、必要に応じて適宜剪定、伐採を行う。
			レジャープール敷地内	約200本	クロマツ約220本、ほかワシントンヤシ5本、ヤマモモ、タブノキ等あり。 1日1回目視により樹木、植込を確認し、必要に応じて適宜剪定、伐採を行う。
			歩道沿い植込	約20本	※クロマツは、松くい虫被害が発生しやすいため、異常の発見に努めること。 なお、クロマツの松くい虫防除のための薬剤散布は、年1回春頃に芦屋町が行う。

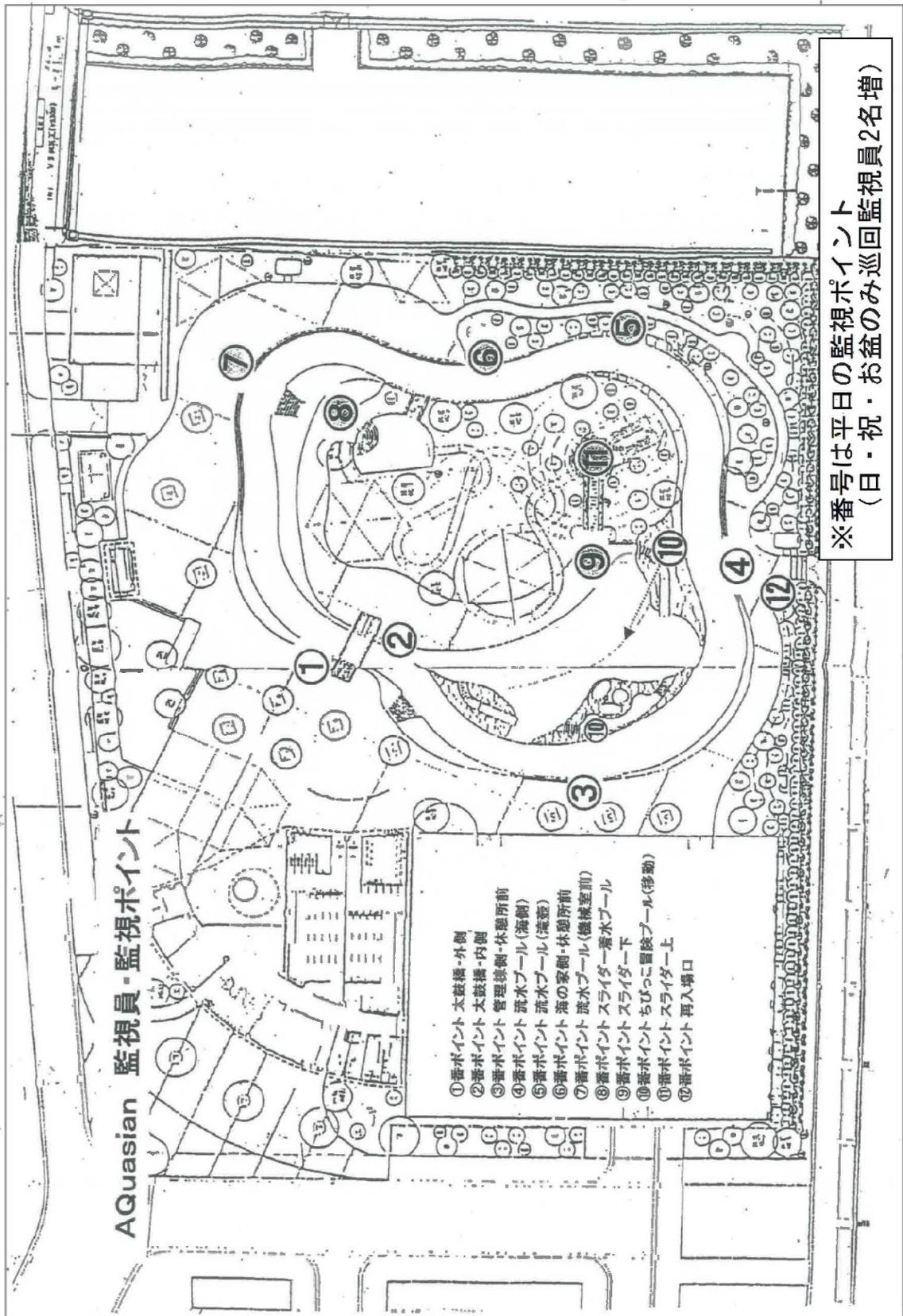
⑨-2 樹木、植込等位置図（第9条関係）

芦屋海浜公園及び芦屋海浜公園レジャープール管理対象芝生・樹木・植込部分



⑩ 現行のレジャープール監視体制（第16条関係）

■ 現行のレジャープール監視体制（監視員配置図）



⑪利用料金等一覧（第22・23・25条関係）

■利用料金等一覧

（単位：円）

No.	分類	項目	金額（上限値）※税込			備考
			おとな	中学生 高校生	4歳以上 小学生	
1	芦屋海浜公園レジャープール	一般入場料	520	420	310	
2		団体入場料	420	340	250	団体とは入場料の必要な20人以上の集団をいう。
3		ウォータースライダー使用料			110	
4		大型コインロッカー使用料			210	
5		中型コインロッカー使用料			110	
6		小型コインロッカー使用料			110	使用後に返却義務あり
7	芦屋海浜公園	行商、募金及びこれらに類する行為（1件・1日）			550	
8		小規模な競技会、展示会、集会、その他これらに類する行為（1件・1日）			1,100	
9		競技会、展示会、集会、その他これらに類する行為（100人以上の参加者が見込まれるもの）（1件・1日）			5,500	
10	芦屋海浜公園駐車場	大型車（1台・1日）			1,500	乗車定員が11名以上の自動車をいう。
11		中型車（1台・1日）			500	大型車及び自動二輪車以外の自動車をいう。 ※ただし最大積載量4t以上の貨物自動車は大型車とする。
12		原動機付自転車及び自動二輪車（1台・1日）			100	

⑫主な公園使用料收受事業一覧（第22条関係）

■主な公園使用料收受実績一覧

No.	時期	件名	事業概要
1	通年	トランポリン設置	芦屋海浜公園わんぱーく内に通年でトランポリンを設置するもの
2	10月	芦屋基地航空祭駐車場	航空自衛隊芦屋基地による航空祭イベントの臨時駐車場として使用するもの
3	11月	ファミリーフィッシング	芦屋海浜公園レジャープールにニジマスを放流し、こどもを対象とした釣り体験会を行うもの
4	11月	マラソン大会	芦屋海浜公園内においてマラソン大会を行うもの
5	2月	消防団訓練	遠賀郡内4町消防団による消火訓練等を行うもの
6	随時	車両・バイク愛好家による車両展示イベント	芦屋海浜公園駐車を活用し、車両・バイク愛好家による展示イベントを行うもの
7	随時	移動販売車	芦屋海浜公園わんぱーく内に移動販売車による持ち帰り飲食店を出店するもの

※このうち、No.2及びNo.3については、芦屋町の観光に資するイベントであるため、申請があった場合は原則許可すること。

### ⑬機械警備概要（第26条関係）

#### ■機械警備概要

##### ○現行の実施概要

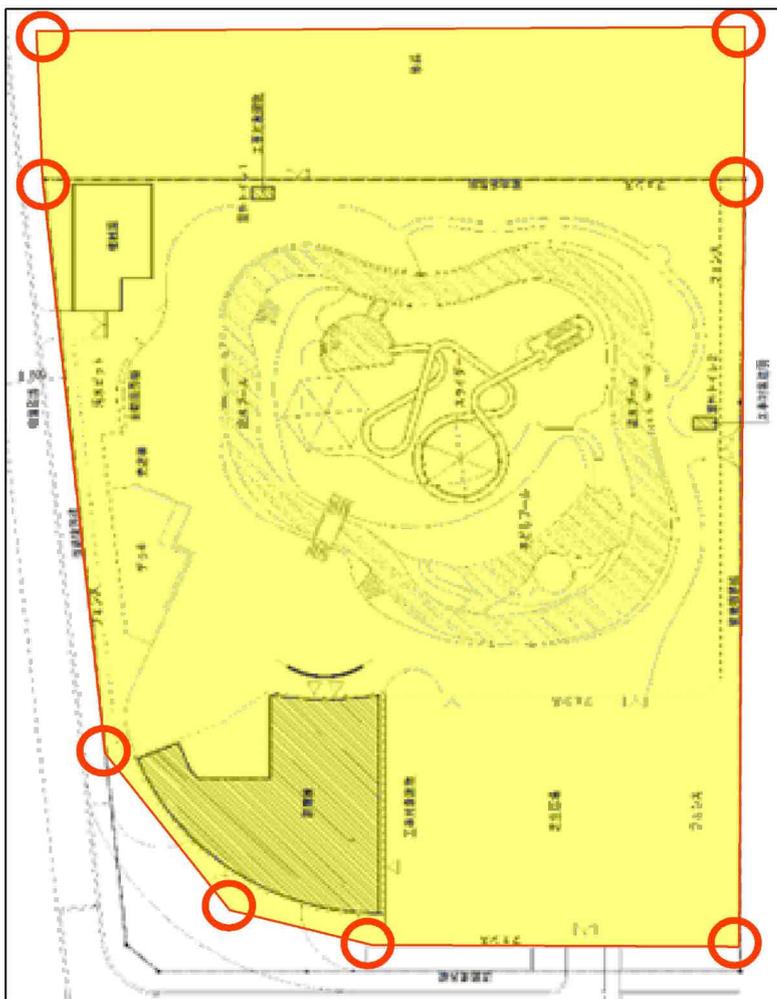
赤外線センサー等によるレジヤープール敷地内（下記図面の網掛部）の機械警備を実施。赤外線センサーが侵入を感知した際は、再委託先の警備員に緊急通報が行われています。その後、警備員が現地確認を行い、その結果については、原則として翌日に指定管理者に報告されます。（緊急性が高い場合は、即時報告を受けることとされており、その内容は指定管理者から芦屋町にも共有されています。）

また、赤外線センサーの発生装置の操作盤は、事務所内に設置され、カードキーにより状況に応じて指定管理者による起動及び解除が可能です。

なお、下記図面の○は赤外線発生装置の設置位置、赤枠線は赤外線レーザーの例示です。

※警備範囲（レジヤープール敷地）を囲うようにレーザーを投射する想定ですが、あくまで例示であり、現在の設置位置は、セキュリティの関係上、図示していません。

##### ○警備範囲図



## ⑭-1 あしや砂像展事業に係る会場運営業務概要（第28条関係）

### あしや砂像展事業に係る会場運営業務概要

#### 1. あしや砂像展事業について

あしや砂像展事業とは、芦屋町を事務局とするあしや砂像展実行委員会が開催している観光イベントです。

芦屋海岸の砂を用いた彫刻（砂像）を展示するもので、芦屋海浜公園レジャープールの敷地内で開催しています。

芦屋海浜公園レジャープールの指定管理者においては、毎年、あしや砂像展事業の会場運営業務を担っていただいています。

#### 2. あしや砂像展事業実施期間について

あしや砂像展事業実施期間は、10月下旬から11月上旬までの概ね17日間であり、その営業時間は10時から21時までです。

#### 3. 会場運営業務の概要について

あしや砂像展事業会場運営業務の概要は次のとおりです。

##### （1）受付業務

あしや砂像展出入口において、入場券の販売（芦屋海浜公園レジャープールの自動券売機による。）及び現金管理、入場券の受け取り及び券種分配、券種ごと、時間帯ごとの入場者数の集計を行う。

なお、現金管理においては、地元金融機関の夜間金庫等を利用すること。

##### （2）会場巡視業務

あしや砂像展展示会場内において、来場者への案内、問い合わせ対応、会場内の清掃及びゴミ回収、夜間の照明点灯、立入禁止区域への進入防止、事故発生時の応急対応等を行う。

なお、清掃道具、夜間の照明は指定管理者が準備するが、その費用はあしや砂像展実行委員会が負担する。

##### （3）駐車場整理業務

あしや砂像展来場者が利用する芦屋海浜公園駐車場において、駐車車両の誘導、整理、夜間の照明点灯を行う。

なお、夜間の照明点灯は指定管理者が準備するが、その費用はあしや砂像展実行委員会が負担する。

##### （4）会場内ゴミ収集運搬業務

会場巡視業務により回収したゴミ類について、ごみ処理施設への搬入を行う。

#### 4. 実施に係る契約手法と、経費について

会場運営業務の実施に係る契約は、あしや砂像展事業の実施主体であるあしや砂像展実行委員会と芦屋海浜公園レジャープール指定管理者との随意契約による業務委託の形式を想定しています。

この業務に係る費用は、8,800,000円（税込）を見込んでおり、あしや砂像展実行委員会が負担することを予定していますが、詳細については別途協議します。

#### 5. 再委託について

本事業は、受付業務を除き、再委託を認めます。

#### 6. その他

あしや砂像展では、例年多くの来場者（令和7年度においては、17日間で約83,000人）が訪れているため、波及効果を狙った取組（管理棟ホールの空きスペースを活用したお菓子や特産品等の臨時物品販売ブースの設置、来場者をターゲットとした広報活動等）を指定管理者として積極的に行うことを推奨します。

⑭-2 あしや砂像展事業に係る会場運營業務費用試算（第28条関係）

■あしや砂像展事業に係る会場運營業務費用試算

科目	項目	単価	数量	金額	備考
人件費					
	受付・会場巡視員賃金	1,150	1,632	1,876,800	17日間（R8.10.23～R8.11.8）×8名×12h（9：00～22：00）
		1,552	56	86,912	7日間×8名×1h（22：00～23：00）
委託料					
	駐車場整理業務委託				
	平日				
	9：00～18：00	20,000	50	1,000,000	平日10日×5人
	18：00～22：00	10,000	50	500,000	平日10日×5人
	土・日・祝				
	9：00～18：00	25,000	77	1,925,000	土・日・祝7日×11人
	18：00～22：00	12,500	84	1,050,000	土・日・祝7日×11人 7日×1人（渋滞対応追加要員）
	ゴミ収集運搬業務委託				
	平日	5,000	13	65,000	平日10日（1日1回、初日を除く土・日・祝の前日の平日のみ2回収集）
	土・日・祝	10,000	7	70,000	土・日・祝7日（1日1回）
借上料					
	照明用投光器	5,000	15	75,000	駐車場及び会場内
使用料					
	夜間金庫使用料	9,000	2	18,000	徴収した料金の管理のための夜間金庫使用料
燃料代					
	軽油代（投光器・照明）	15,000	1	15,000	駐車場夜間照明燃料費
	諸経費			1,336,342	
	消費税			801,805	
	計			8,819,859	